平成２９年（フ）第１０７１号
堺市北区南花田町65―２、住民票上の住所大阪市此花区伝法２丁目９番４号
債務者　鈴木　達也
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
金沢市畝田西３―184―３　松井方、住民票上の住所（従前の住所）金沢市森戸１丁目77番地３（従前々の住所）金沢市大友１丁目198番地
債務者　久保　李奈（旧姓新保）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９６号
佐賀県唐津市見借4749番地１　グループホーム希望
債務者　北方　りか
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第９００号
神戸市垂水区福田４丁目４番17―407号、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町三谷80番地３
債務者　ヘアーカットオレンジこと　上杉めぐみ
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１５号
神戸市北区鹿の子台南町１丁目１番１―504号
債務者　ｂｅｓｉｄｅこと　瀧本　謙一
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０８号
千葉県君津市中野６丁目11番27号　102
債務者　山口　裕介
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第６０号
熊本県八代市田中町342―１　木下アパート201号、住民票上の住所熊本県八代市大福寺町804番地
債務者　山口　裕二
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第２０７号
青森市大字新城字山田664番地　県営住宅ヌ―１―６
債務者　藤本　義彦
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
青森市大字大野字若宮176番地35　コーポ勢東Ｂ棟２号
債務者　八幡　明久
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２４号
青森市緑３丁目８番地２　コーポハッピー１号館203号
債務者　大塚美穂子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
青森県弘前市大字稲田１丁目３番地21　鼻和荘２号、旧住所青森県弘前市大字田町１丁目５番地１　サザンハイツＤ―106号
債務者　横山　悦子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第９２号
山口市小郡金堀町12番11―203号　国森すまいる住宅
債務者　山本　久江
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２３号
名古屋市南区七条町１丁目３番地の２　七条住宅１棟302号
債務者　岡﨑　優子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８５４号
愛知県瀬戸市品野町３丁目399番地
債務者　劔　　卓治
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６７号
千葉県松戸市松戸2051番地　コンフォール小泉713号
債務者　横山奈津美
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７８２号
千葉県我孫子市岡発戸679番地の１（２―302号）　県営住宅
債務者　髙岡佐智子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部